

◎新潟県訓令第11号

上越地域振興局

笹ヶ峰ダム管理規程（昭和60年3月新潟県訓令第1号）の一部を次のように改正し、平成30年7月2日から実施する。

平成30年6月29日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（水位の基準）</p> <p>第7条 水位は、<u>笹ヶ峰ダム貯水池内水位計示度</u>によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（放流することができる場合）</p> <p>第13条 ダムからの放流は、次の<u>各号のいずれかに</u>該当するときに行うものとする。</p> <p>(1) かんがい用水の補給<u>又は</u>発電用水の供給の必要があるとき。</p> <p>(2) 水位が満水位を超える<u>おそれがある</u>とき。</p> <p>(3)～(5) （略）</p> <p style="text-align: center;">（放流の通知）</p> <p>第15条 管理者は、ダムから放流することによつて下流の水位に著しい変動が生ずると認めるときは、これによつて生ずる危害を防止するため別表第4に定める関係機関に対し放流日時、放流量等を通知するとともに、一般に周知させるため警報局のサイレン<u>及び</u>拡声機<u>並びに</u>警報車の拡声機により警告を行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（取水用設備の操作）</p> <p>第17条 <u>表面ゲート及び取水ゲート</u>は、取水の必要に応じて常に<u>水位</u>から1.18メートル以内の水深にある水を取水するよう<u>連係して</u>操作するものとする。</p> <p><u>2 取水ゲートは、水位に応じて所定の位置の取水ゲートを全開するものとし、切替時以外に複数の取水ゲートを同時に使用してはならない。</u></p> <p><u>3 減勢バルブ（小放流用）及び減勢バルブは、取水量に応じていずれか一方を使用するものとし、切替時以外に両方の設備を同時に使用してはなら</u></p>	<p style="text-align: center;">（水位の基準）</p> <p>第7条 水位は、<u>笹ヶ峰ダム水位局水位計示度</u>によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（放流することができる場合）</p> <p>第13条 ダムからの放流は、次の<u>各号の一に</u>該当するときに行うものとする。</p> <p>(1) かんがい用水の補給<u>及び</u>発電用水の供給の必要があるとき。</p> <p>(2) 水位が満水位を超えるとき。</p> <p>(3)～(5) （略）</p> <p style="text-align: center;">（放流の通知）</p> <p>第15条 管理者は、ダムから放流することによつて下流の水位に著しい変動が生ずると認めるときは、これによつて生ずる危害を防止するため別表第4に定める関係機関に対し放流日時、放流量等を通知するとともに、一般に周知させるため警報局のサイレン<u>及び</u>警報車の拡声機により警告を行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（取水用ゲートの操作）</p> <p>第17条 <u>取水用ゲート</u>は、取水の必要に応じて開閉するものとし、<u>かんがい用水にあつては常に貯水位</u>から1.18メートル以内の水深にある水を取水するよう操作するものとする。</p>

ない。

(土砂吐設備の操作)

第18条 土砂吐設備は、常に閉じておくものとし、導水管内及び分水槽内における土砂の堆積状況に応じ操作して土砂の掃流を行うものとする。

(非常用ゲートの操作)

第19条 非常用ゲートは、常に開いておくものとし、次の各号のいずれかに該当するときを除き操作してはならない。

- (1) 取水用設備の操作不能により放流量の制御又は放流の停止をする必要があるとき。
- (2)・(3) (略)

(放流口ゲートの操作)

第20条 放流口ゲートは、常に閉じておくものとし、次の各号のいずれかに該当するときに操作するものとする。

- (1)～(3) (略)

(点検及び整備)

第21条 管理者は、次の各号に掲げる施設等を常に良好な状態に保つため、点検及び整備を行わなければならない。

- (1) (略)
- (2) ゲート及びバルブ
- (3) ゲート又はバルブを操作するために必要な機械及び器具
- (4)～(7) (略)

2 管理者は、ゲート、バルブ及び予備電源設備を常に良好な状態に保つため、適宜その試運転を行わなければならない。

(洪水警戒体制)

第24条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、洪水警戒体制をとらなければならない。

- (1) 新潟地方気象台から妙高市を対象とした降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。
- (2) (略)

(土砂吐ゲートの操作)

第18条 土砂吐ゲートは、常に閉じておくものとし、分水槽内における土砂の堆積状況^{たい}に応じ操作して土砂の掃流を行うものとする。

(非常用ゲートの操作)

第19条 非常用ゲートは、常に開いておくものとし、次の各号の一に該当するときを除き操作してはならない。

- (1) 取水用ゲートの操作不能により放流量の制御又は放流の停止をする必要があるとき。
- (2)・(3) (略)

(放流口ゲートの操作)

第20条 放流口ゲートは、常に閉じておくものとし、次の各号の一に該当するときに操作するものとする。

- (1)～(3) (略)

(点検及び整備)

第21条 管理者は、次の各号に掲げる施設等を常に良好な状態に保つため、点検及び整備を行わなければならない。

- (1) (略)
- (2) ゲート
- (3) ゲートを操作するために必要な機械及び器具
- (4)～(7) (略)

2 管理者は、ゲート及び予備電源設備を常に良好な状態に保つため、適宜その試運転を行わなければならない。

(洪水警戒体制)

第24条 管理者は、次の各号の一に該当する場合は、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、洪水警戒体制をとらなければならない。

- (1) 新潟地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。
- (2) (略)

(ゲート等の操作記録)

第34条 管理者は、ゲート又はバルブを操作した場合においては、次の各号に掲げる事項を記録しておかなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 開閉したゲート又はバルブの名称並びに1回の開閉を始めた時刻及び終えた時刻並びに終えた時における開度

(4)～(7) (略)

2 第26条から第29条までの規定によりゲート又はバルブの操作を行ったときは、前項各号に掲げる事項のほか次の各号に掲げる事項を記録しておかなければならない。

(1)・(2) (略)

別表第4 (第15条関係)

(略)

上越警察署

(略)

(ゲートの操作記録)

第34条 管理者は、ゲートを操作した場合においては、次の各号に掲げる事項を記録しておかなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 開閉したゲートの名称並びに1回の開閉を始めた時刻及び終えた時刻並びに終えた時における開度

(4)～(7) (略)

2 第26条から第29条までの規定によりゲートの操作を行ったときは、前項各号に掲げる事項のほか次の各号に掲げる事項を記録しておかなければならない。

(1)・(2) (略)

別表第4 (第15条関係)

(略)

上越南警察署

(略)